

## 1 福祉（心のケア含む）について

### 1) 被災した子どもの現状の把握とケア

被災した子どもの現状の把握とケアのために、以下の対応を行っている。

- ・両親を亡くした又は両親が行方不明の子どもについては、被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握や、両親を亡くした子ども等の確認、子どもとの面談、養育や生活に関する親族との話し合いを実施。
- ・両親を亡くした又は両親が行方不明の子どもの受入れについては、児童相談所において把握した児童の状況に応じて、できる限り親族による引き受けを調整している。また、親族による引き受けがされない子どもは、養育里親やファミリーホームなどへの委託を調整し、必要な場合には一時的な生活場所として児童養護施設への入所を実施。
- ・被災した子ども達に対するケアを行うため、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員（保育士、児童指導員、児童福祉司、児童心理司等）を派遣することについて都道府県等に依頼。また、平成23年度第1次補正予算、平成23年度第4次補正予算において、被災した子どもへの相談・援助を行う際に要する費用を計上（2012（平成24）年度も引き続き実施）。
- ・厚生労働省の要請により、恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、同センターの下に関係する職能団体、学会、専門職の養成校、民間団体等が支援方策について協議を行い、協働して支援活動を展開するための「東日本大

震災中央子ども支援センター協議会」を設立。

- ・保健師等が被災地で避難している乳幼児・子ども等への専門的な支援にあたる際のポイントをまとめ、地方自治体に周知。
- ・子どもの心の診療中央拠点病院である国立成育医療研究センターが作成した、保健師等が被災地から移住した子どもとその家族への専門的な支援にあたる際のポイントを地方公共団体へ周知。
- ・日本児童青年精神医学会が実施する児童精神科医の被災地への派遣について自治体に周知。
- ・子どもの心のケアに関する手引きを民間団体と協力して、地方公共団体、児童相談所、児童福祉施設等へ配布。
- ・心のケアを含む健康相談を行うなど、被災児童等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮することを各地方公共団体に要請。
- ・2010（平成22）年度「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」を緊急に活用して、全額国庫負担により、臨床心理士等を被災地に派遣（2010年度の派遣実績延べ人数：宮城県35人、福島県83人、茨城県13人、仙台市85人）。
- ・被災した幼児児童生徒等の心のケアの充実を図るため、平成23年度第1次補正予算及び平成23年度第3次補正予算において、学校等にスクールカウンセラー等を派遣するために必要な経費「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」（約34億円、全額国庫負担）を措置した。
- ・2010年9月に配布した指導参考資料（「子どもの心のケアのために」）を増刷し、被災した県及び市町村教育委員会からの追加配布要望に応じて発送。
- ・平成23年度第1次補正予算から平成23年度第3次補正予算において、被災した児童福祉施設等の復旧に係る施設整備に対する国

庫補助率の引き上げ、また、被災した子育て支援関係事業者等の復旧支援のために、事業再開に要する諸経費の補助を行うための予算を計上。

- ・保育所等の復旧について、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園への転換、地域子育て支援拠点など必要に応じ複合化、多機能化を図りつつ基盤整備を進めるための経費を平成23年度第3次補正予算に計上。
- ・福島県の子ども達の心身の健全育成及びリフレッシュを図るため、文部科学省と独立行政法人国立青少年教育振興機構が連携し、2011（平成23）年7月～8月、福島県に所在する同機構傘下の国立青少年教育施設において、子ども達に自然体験活動等の機会を提供する「リフレッシュ・キャンプ」を実施（参加者数：約4,000人）。参加者のアンケート調査結果によると、キャンプの実施後は子ども達の心身の状況に顕著な改善が見られた。その成果を踏まえ、同年9月以降も被災地の子ども達を対象として同様の事業を実施（参加者数：約3,400人）。実施に当たっては、民間企業の協賛を得た。

## 2 学校・教育について

### 1) 子どもの学び支援

子どもの学びを支援するため、以下の対応を行っている。

#### (1) 被災児童生徒等の学校への受入れ等

- ・被災児童生徒等が域内の学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること等を、各教育委員会等に要請。
- ・弾力的な受入れに当たっての具体的な配慮事項等については、事務連絡や文部科学省ホームページ、初等中等教育局メールマガジン（登録件数：38,212件（2011（平成

23）年3月31日現在）により広く周知を実施。

- ・2011年6月、被災した児童生徒を受け入れる学校において、当該児童生徒に対する心のケアや、当該児童生徒を温かく迎えるための指導上の工夫、保護者・地域住民等に対する説明などが適切に行われ、いじめなどの問題を許さず、当該児童生徒の学校生活への適応が図られるよう必要な指導を行うなどの配慮を、教育委員会等に要請。
- ・被災者の方が避難所等においても携帯電話から容易にアクセスできる文部科学省携帯版ウェブサイトに、各都道府県・指定都市の転学等に関するお問い合わせ窓口や、岩手県、宮城県及び福島県の学校の開校予定に関する情報を掲載。

#### (2) 教科書の給与

- ・被災により転学した義務教育諸学校の児童生徒への教科書給与については、給与の際に必要な教科書給与証明書がなくとも可能とするなど、弾力的な運用を実施。

#### (3) 就学援助等

##### ア 幼児児童生徒等の就学支援

- ・被災により就学援助等を必要とする幼児児童生徒等に対する認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うよう各教育委員会に要請。また、平成23年度第1次補正予算及び平成23年度第3次補正予算において「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を措置（約147億円）し、被災した幼児児童生徒等の就学支援を実施するとともに、2012（平成24）年度以降当面3年間にわたり、必要な就学支援を行なうことができるよう、所要の経費（約264億円）を措置。

##### イ 学生等への教学面での支援

- ・被災した学生等の単位の認定、学位及び卒業の認定等についての配慮を各大学等に依頼。
- ・2011年度当初の授業期間について、大学設

## 第2-5-2図 東日本大震災の被災学生等に対する奨学金等（2012年度以降）

### 日本学生支援機構による奨学金

平成24年度大学等第一種奨学金（震災復興枠を含む）及び第二種奨学金の申込受付について

【在学採用】（入学後の申込）

- (1) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）
- (2) 対象者：大学・短大・高専・専修学校（専門課程）・大学院に在籍する、東日本大震災の被災世帯（自宅被害、家計支持者死亡等）の学生・生徒。
- (3) 申込・お問合せ：在学している学校までお願いします。  
在学をを通じて推薦を受付します（日本学生支援機構への直接申込はできません）。

平成25年度大学等予約奨学金について

【予約採用】（入学前の申込）

- (1) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）
- (2) 対象者：平成25年度に国内の大学・短大専修学校専門課程に

進学する東日本大震災の被災世帯（自宅被害、家計支持者死亡等）の者で次のいずれかに該当する者。

- (ア) 平成25年3月末に高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。を卒業予定の人
  - (イ) 高等学校等を卒業後2年以内の人（2浪まで。大学等へ入学したことがある人は除く）
  - (ウ) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格者、機構が定める基準に該当する科目合格者又は出願者（大学等へ入学したことがある人は除く）。
- (3) 申込・お問合せ：
- (ア)の対象者→在学中の高等学校等（学校をを通じて推薦を受付します。日本学生支援機構への直接申込はできません。）
  - (イ)の対象者→卒業した高等学校等（学校をを通じて推薦を受付します。日本学生支援機構への直接申込はできません。）
  - (ウ)の対象者→日本学生支援機構への直接申し込み

### 公益法人・NPO等による奨学金

#### ◆あしなが育英会

名称：特別一時金 対象（学年）：東日本大震災で両親のうちいずれかが死亡、行方不明、または著しい後遺障害を負った方の子どもで、大学・短期大学・専修学校・各種学校・大学院生、2012年度に大学・短期大学・専修学校・各種学校の第1学年に入学を希望し準備している人 期間：一時金 内容：200万円を給付 採用人数：対象者全員 申請窓口：団体 応募締切：平成24年9月末 特記事項：日本以外の大学に在学中でも利用可能 ホームページ等連絡先：URL：[http://www.ashinaga.org/higashi\\_nihon/](http://www.ashinaga.org/higashi_nihon/)、TEL：被災の方専用フリーダイヤル0120-77-8565

名称：貸与奨学金 対象（学年）：東日本大震災で両親のうちいずれかが死亡、行方不明、または著しい後遺障害を負った方の子どもで、大学・短期大学・専修学校・各種学校・大学院生 期間：卒業までの最短修業年限 内容：大学 一般4万円・特別5万円、専修学校・各種学校 4万円、大学院 8万円/月の貸与 採用人数：対象者全員 申請窓口：団体 応募締切：随時受付 特記事項：他の奨学金との併用可能 ホームページ等連絡先：TEL：被災の方専用フリーダイヤル0120-77-8565

#### ◆公益財団法人 交通遺児育英会

名称：東日本大震災被災者子女の交通遺児としての採用 対象（学年）：大学生・大学院生・専修学校生・各種学校生 期間：最短修業年限 内容：4～10万円/月の貸与 採用人数：対象者全員 申請窓口：学校又は団体 応募締切：随時受付 特記事項：保護者が車両に乗って行方不明となった場合などで、詳細は右記の問い合わせ先 ホームページ等連絡先：URL：<http://www.kotsuji.com> TEL：フリーダイヤル：0120-521286

#### ◆公益財団法人 みちのく未来基金

名称：みちのく未来基金 対象（学年）：次の1～3をいずれも満たす者 1）東日本大震災により、両親もしくはいずれかの親を亡くした生徒、2）2012年3月以降に高等学校もしくは高等専門学校を卒業もしくは卒業予定者にて、進学を希望している生徒（進学時点で満20歳を超えていない者）、3）学校法人やそれに準じる大学、短期大学、専門学校に合格した者 期間：◆入学から卒業までの正規修業年数（進路によってことなる）、◆年間の給付金上限は300万円、◆留年、休学は特別の事情が無い場合は給付を打ち切る。 内容：◆入学金及び授業料等、学費の援助（返済義務なし） 採用人数：給付対象者の人数に上限なし 申請窓口：原則学校をを通じて基金事務局への申請となる 応募締切：毎年5月31日まで（但し事情のある場合はご相談ください。） 特記事項：◆他の奨学金との併用可能 ホームページ等連絡先：みちのく未来基金事務局 URL：<http://michinokumirai.org/>、TEL：(022) 777-8157、FAX：(022) 777-8153、E-mail：info@michinoku-mirai.org

#### ◆社会福祉法人 読売光と愛の事業団

名称：読売光と愛・復興支援大学奨学金 対象（学年）：東日本大震災により大学進学が経済的に困難になった方。震災時に岩手、宮城、福島3県のいずれかに居住し、これら3県に立地する大学に進学すること 期間：大学入学から卒業まで（最長4年間） 内容：毎月5万円を支給 採用人数：5人程度（応募状況等で増減あり） 申請窓口：読売光と愛の事業団・復興奨学金係（03-6226-7633） 応募締切：平成24年8月31日（当日消印有効） 特記事項：返済が必要な貸付奨学金、地方自治体などが支給する選考不要の奨学金、大学の授業料免除等との重複支給は認めず。応募書類など詳細は、当事業団ホームページをご覧ください。 ホームページ等連絡先：URL：<http://www.yomiuri-hikari.or.jp/> E-mail：hikari-ai@yomiuri.com

#### ◆尚美学園大学

名称：東日本大震災 学費等の減免を含む特別措置 対象（学年）：平成25年度 新入学生 期間：入学より最大1年間 内容：被災状況による学費などの減免措置 採用人数：未定 申請窓口：入学広報センター 応募締切：平成25年度入試に準じる 特記事項：詳細についてはお問い合わせください。 ホームページ等連絡先：入学広報センター URL：<http://www.shobi-u.ac.jp/>、TEL：0120-80-0082、FAX：049-246-2531、E-mail：j-info@shobi-u.ac.jp

## ◆仙台YMCA国際ホテル専門学校

名称：仙台YMCA東日本大震災学生支援奨学金 対象(学年)：平成25年度入学希望者で東日本大震災で被災し入学が困難な状態にある方 期間：【学生支援奨学金】入学より1年間、【テラー記念奨学金】入学から卒業までの2年間 内容：【学生支援奨学金】被災状況による学費の減免、【テラー記念奨学金】年間40万円の生活支援金の給付(返還義務なし) 採用人数：【学生支援奨学金】人数制限無し、【テラー記念奨学金】10名 申請窓口：学校(学生支援室) 応募締切：平成25年3月31日 特記事項：詳細についてはお問い合わせください ホームページ等連絡先：お問い合わせ：仙台YMCA国際ホテル専門学校 URL：<http://www.sendaiymca.ac.jp/hotel/>、TEL：022-222-7645、E-mail：gakko@sendai-ymca.org

## ◆特例民法法人高速道路交流推進財団

名称：東日本大震災震災遺児修学資金 対象(学年)：・東日本大震災により死亡、又は行方不明の両親、父、母、又は親以外の方に養育されていた震災遺児で、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、大学(短期大学を含む)に在学中の方 ・未就学児も将来の給付対象者として登録受付 期間：申込のあった学年から大学第4学年終了まで 内容：【給付】修学資金：1人年間2万2千円 高等学校卒業祝い金 10万円 採用人数：対象者全員 申請窓口：高速道路交流推進財団 Tel：0120-768-660又はTel：03-5623-1653(企画部企画一課)(平日/9：30～17：30) 応募締切：なし ホームページ等連絡先：URL：<http://www.highway.or.jp>

資料：内閣府作成

※奨学金等の詳細については、それぞれの奨学金等の学校窓口又は団体窓口にお問い合わせ下さい。

置基準に定める学修期間を確保する方策を大学が講じていることを前提に、弾力的に取り扱って差し支えないことを各大学に通知。

- ・受験生の受験機会の確保等について、最大限柔軟な措置を検討するよう各大学に依頼。
- ・専修学校・各種学校の、震災により被災した受験生及び生徒、被災した地域に関わりのある受験生及び生徒について、入学者選抜・入学手続、卒業・進級、転学等における配慮を行うよう、都道府県専修学校・各種学校所管課を通じて、各学校に要請。

## ウ 学生等への経済的支援

- ・独立行政法人日本学生支援機構において、震災等により家計が急変し、奨学金が必要となった学生・生徒を対象に、緊急採用奨学金(無利子)の申請を随時受付。
- ・入学金や授業料の徴収猶予・減免等について要請(これまで、全国の多くの大学・専修学校等で、授業料免除、奨学金、宿舍支援などを実施)。
- ・平成23年度第1次補正予算及び平成23年度第3次補正予算において、緊急採用奨学金(無利子)や、被災した学生に対する授業料等減免の拡充について計上。
- ・専修学校・各種学校の、震災により被災した受験生及び生徒、被災した地域に関わり

のある受験生及び生徒について、検定料・初年度納付金や授業料等の徴収猶予・減免等を行うよう、都道府県専修学校・各種学校所管課を通じて、各学校に要請。

## エ 学生等への就職活動の支援

- ・文部科学省と厚生労働省との連名で、内定取消を行わない等の配慮を主要経済団体に要請。また、大学等に対し、ハローワーク等関係機関と連携しつつ、一層の就職支援への配慮を依頼。さらに、厚生労働省と連携し、独立行政法人国立青少年教育振興機構等の協力を得て、被災した学生等が首都圏で就職活動をする際の宿泊施設を無償提供。

## (4) 教職員の加配措置

- ・東日本大震災の対応のための教職員定数の加配措置については、2011年度に、各県からの要望を踏まえ、合計1,080人(うち義務教育諸学校：986人、高等学校：94人)を措置。また、継続的な支援を行うため、2012年度予算において、教職員定数1,000人の増を盛り込んだところであり、これを受け、各県からの要望を踏まえ、合計1,031人(うち義務教育諸学校：970人、高等学校：61人)を措置。

## (5) 学校施設・社会教育施設等の復旧

- ・学校施設・社会教育施設等の災害復旧事業に要する費用を平成23年度第1次補正予算から平成23年度第3次補正予算において、必要な予算を計上。
- ・被災した幼稚園等が、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設（認定こども園）としての機能を備えて再開できるよう支援するための経費を平成23年度第3次補正予算に計上。

## (6) 学校等における放射線モニタリングの実施及び児童生徒等が学校において受ける線量低減のための取組

- ・福島県内（20km圏内の避難地域を除く）の小学校、中学校、幼稚園、保育所及び特別支援学校の校庭・園庭において、空間線量率の測定を実施し、公表。
- ・原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受け、福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方を、2011年4月19日に福島県に通知。
- ・福島県内の全ての学校等に簡易型積算線量計を配布し、児童生徒等の行動を代表するような教職員に線量計を携帯させることにより実際の被ばく状況を把握し、公表。
- ・校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校について、土壤に関する線量低減策への財政的支援を実施。
- ・原子力災害対策本部で決定された「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」を受け、文部科学省及び厚生労働省から、学校及び保育所等において児童生徒等が受ける線量について、原則年間1ミリシーベルト以下とするとともに、校庭・園庭の空間線量率については、これを達成するため、毎時1マイクロシーベルト未満を目安とすること、局所的に線量の高い場所の把握と除染を進めることなどを内容とする通知を、2011年8月26日に福島県等に発出。

- ・学校をはじめ通学路、公園等も含めた、子どもの生活環境の除染が優先的に行われるよう、独立行政法人日本原子力研究開発機構と協力し、現地での除染に当たるチームに専門家を派遣。
- ・平成23年度第3次補正予算において、学校給食の食材の事前検査を行うための機器を整備する費用の一部を補助する事業を実施。

## (7) 被災地を支援するプログラム

- ・被災地ニーズと支援のマッチングを図るため、文部科学省ホームページ上にポータルサイト「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」を開設・運営（URL：<http://manabishien.mext.go.jp/>）。

# 3 妊婦・乳幼児等について

## 1) 妊婦等の受入れ体制等

被災地における妊婦等の受入れ体制等について、相談窓口を設置し、被災した地方自治体や医療機関から要請があったときには、適切に対応するよう都道府県に依頼を行った。

## 2) 妊産婦、乳幼児への対応及び被災者に係る健康診査事業等の対応

母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等について、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先の地方自治体において適切にサービスが受けられるよう配慮する旨都道府県等に依頼を行った。妊婦健康診査の記録が消失し、感染症等検査を再度実施する場合の再検査費用については、緊急措置として全額を国庫補助対象とした。

## 3) 市町村母子保健事業による支援

仮設住宅等に入居した乳幼児等に対して、

市町村母子保健事業により支援を行うことを地方自治体に依頼している。

#### 4) 産休切り・育休切り等への対応

被災労働者等に係る産前産後休業や育児休業の取得等を理由とする解雇や性別を理由とする解雇などの相談について、被災地域等の雇用均等室においてきめ細かく対応するとともに、トラブルの未然防止に向けた指導を実施している。

#### 5) 出産育児一時金等についての対応

直接支払制度を導入している病院・診療所・助産所においては、東日本大震災による被災に伴い被保険者証を提示できない場合も、妊婦等の希望に応じて直接支払制度を利用することを可能とすることについて周知を行った。

## 4 その他

#### 1) 子ども手当の認定等についての対応

被災者等が子ども手当の認定請求をする場合にその手続きの簡素化や請求が遅れた場合の配慮について地方自治体に依頼を行った。

#### 2) 児童扶養手当等の取扱いについての対応

被災者に対する児童扶養手当等の取扱いについて、①児童扶養手当について、非常災害に際して必要があると認めるときの所得制限の特例措置や新規認定時の添付書類の省略、

父又は母の生死が明らかでない場合等の取扱いの明確化による早期支給、②母子寡婦福祉貸付金について、償還期間の猶予、③ショートステイ事業について、被災した家庭を対象に含める等の弾力的な対応、等について都道府県等に周知を行った。

#### 3) 被災者に対する特別児童扶養手当等の取扱いについての対応

被災者に対する特別児童扶養手当等の取扱いについて、①特別児童扶養手当の支払いの時期、②非常災害に際して必要があると認めるときの添付書類の省略、③住宅・家財等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた被災者への所得制限の緩和、④災害に伴う事務手続きの弾力的な対応について周知を行った。

#### 4) 女性や子育てに配慮した避難所の設計や安全な生活環境の整備についての対応

女性や子育てに配慮した避難所の設計や安全な生活環境の整備を推進するとともに、避難所運営への女性の参画や意向の反映を促進している。また、妊婦、褥婦<sup>じょく</sup>及び新生児については、特に保健上の配慮を要するため、医療機関等と相談・連携し、避難所として適切な施設の確保等を地方自治体に依頼している。

#### 5) 住居の確保についての対応

被災し避難している乳幼児等について、優先的に住まいの確保に努めることを地方自治体に依頼している。